

第 4 次新潟市食育推進計画 骨子（構成案）

計画の構成

第 1 章 計画策定にあたって
1 計画策定の趣旨
2 計画の位置付け
3 施策についての基本的な方針
4 計画の期間
第 2 章 食をめぐる現状と課題
1 新潟市の特徴
2 第 3 次新潟市食育推進計画の評価と課題
第 3 章 第 4 次新潟市食育推進計画
1 基本理念
2 基本方針
3 施策の柱
4 数値指標
第 4 章 食育施策の展開
1 基本的な施策と主な取組
2 ライフステージに応じた食育の取組
第 5 章 計画の推進体制
1 推進体制
2 進行管理
資料編
1 新潟市食育推進条例
2 新潟市食育推進会議委員名簿
3 食育基本法

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市の特色を生かし、「様々な経験を通じて食に関する知識及び食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践する人間を育てる『食育』を市民運動と推進し、施策を総合的かつ計画的に推進するため策定。

2 計画の位置付け

本計画は、食育基本法第18条第1項に基づく市町村食育推進計画として位置づけられるもので、市として、今後の食育推進の方向性を定め、国、県と協力しながら、関係施策を総合的、計画的に推進するための計画とします。

なお、本計画は、にいがた未来ビジョン、その他の本市の関連計画、指針などと整合性を図りながら実施するものとします。

3 施策についての基本的な方針

本計画では、新潟市食育推進条例の基本理念及び施策の基本となる事項を踏まえ、食育推進に関する施策を講ずるものとする。

4 計画の期間

令和4年度から令和8年度までの5年間

第2章 食をめぐる現状と課題

1 新潟市の特徴

- ・人口推移等
- ・食生活と健康
- ・農林水産業

2 第3次新潟市食育推進計画の評価と課題

計画全体の評価と、4つのテーマ毎（「えらぶ」「つくる」「たべる」「そだてる」）の評価と主な取組、課題についてまとめる

- ・第3次計画の概要
- ・指標の評価と課題
- ・基本的な施策と主な取り組み状況

第3章 第4次新潟市食育推進計画

1 基本理念

新潟市食育推進条例第1章第3条

- ①心身の健康の保持・増進、豊かな人間性の形成、感謝の念の醸成等
- ②自発的な意思の尊重、家庭が重要であるという認識のもとでの関係者の有機的な連携
- ③特に子どもたちに対する積極的な取組
- ④生産者と消費者との交流による地域の活性化や環境と調和のとれた食料の生産・消費

新潟市民が新潟の食へ自発的に関心と誇りをもち、環境に配慮しながら、次世代へ引き継ぐことを目指し、第4次新潟市食育推進計画の基本理念を設定します。

【基本理念】(仮) 未来へつなげる、にいがたの食育

2 基本方針

第3次新潟市食育推進計画では、20～30歳代の子育て世代において食への関心度低下や朝食の欠食など、多くの課題が残りました。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から家庭内食が増加、新しい生活様式に対応したデジタル化の推進など、社会情勢の変化も見られます。

第4次新潟市食育推進計画では、こうした状況やこれまでの取組成果と課題を踏まえ、豊かな自然環境のもとで米その他多種多様な食料が生産され、都市と田園が共存しているという、新潟市の特色ある基盤を生かし、次のとおり基本方針を設定し、食育の推進に取り組みます。

- (方針1) 新潟市の食への関心と理解を楽しくそだてる食育の推進
- (方針2) 切れ目なく、健全な心身をそだてる食育の推進
- (方針3) 環境にやさしく、持続可能な食を支える食育の推進

3 施策の柱

食育を総合的に推進していくにあたり、3つの推進方針に施策の柱をたて、取組を推進します。

(方針1) 新潟市の食への関心と理解を楽しくそだてる食育の推進

- 楽しい食育体験の積み重ねから、新潟市の食への理解を推進する
- 「共食」を通じた食の大切さへの理解を推進する

(方針2) 切れ目なく、健全な心身をつくる食育の推進

- 栄養バランスを意識した、望ましい食生活の実践を推進する
- 規則正しい生活習慣の定着を推進する
- エビデンスに基づいた、正しい情報の選択を推進する

(方針3) 環境にやさしく、持続可能な食をそだてる食育の推進

- 地産地消への理解を深め、実践を推進する
- 食品ロスへの理解を深め、実践を推進する
- 新しい生活様式に対応した食育を推進する

4 数値目標

本市が目指すべき「食育」が市民にもわかりやすいよう、明確化し、指標をしぼる

第4章 食育施策の展開

1 基本的な施策と主な取組

2 ライフステージに応じた食育の取組

第5章 計画の推進体制

1 推進体制

食に関連する団体や有識者などで構成する新潟市食育推進会議を中心に、食育推進計画の進行管理を行います。

また、庁内の関係部局が横断的に連携して食育に取り組むため、食育推進のための庁内連絡会議を設置し、施策を総合的かつ効果的に推進します。

2 進行管理

- ① 計画の進行管理
- ② 公表
- ③ 計画の見直し

資料編

- 1 新潟市食育推進条例
- 2 新潟市食育推進会議委員名簿
- 3 食育基本法